

平成17年 7月 1日  
平成30年 6月 25日  
最終改正 令和 7年12月 5日

## 原村シンボルマーク・マスコットキャラクターの使用に関する事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、21世紀原村メモリアルイベントを記念して制定した、シンボルマーク及びマスコットキャラクター（以下「シンボルマーク等」という。）が村のシンボルとなり、村民に広く愛されることで、郷土愛の高揚を図ると共に、村のイメージを内外に広く伝えるため、使用について必要な事項を定め、原村及び原村で生産されたもののPRや消費拡大に寄与すること並びにシンボルマーク等の有効的な活用を図ることを目的とする。

### (シンボルマーク等の使用)

第2条 シンボルマーク等に関する一切の権限は、原村に属する。

2 村長は、前条の目的達成のため、シンボルマーク等の使用を承諾するものとする。ただし、シンボルマーク等の使用目的が次のいずれかに該当する場合は、承諾をしないものとする。

- (1) 個人及び団体のマーク又は商標として独占的に使用する場合
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に利用しようとする場合
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (4) 村のイメージを損なうおそれのある場合

### (使用の手続き)

第3条 シンボルマーク等を使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ原村シンボルマーク・マスコットキャラクター使用申請書（様式第1号）を村長に提出して承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の手続きを省略することができる。

- (1) 村又は村教育委員会が使用するとき。
- (2) 村内の保育園、幼稚園、学校等が保育又は教育の目的で使用するとき。
- (3) 一般社団法人原村観光局が使用するとき。
- (4) 村又は村教育委員会が共催又は後援する事業に使用するとき。
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (6) その他村長が認めるとき。

2 村長は、前項による申請書が提出されたときは、その適否を決定し、原村シンボルマーク・マスコットキャラクター使用承諾書（様式第2）又は原村シンボルマーク・マスコットキャラクター使用不承諾書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。この場合において、村長は、必要な条件を付すことができる。

### (使用の方法)

第4条 シンボルマーク等を使用するもの（以下「使用者」という。）は、定められた形状、色等に従って正しく使用するものとし、著作権表示記号を表示するものとする。

2 シンボルマーク等は、その一部のみを使用し、又は変形して使用することはできない。ただし、村長が必要と認めた場合はこの限りでない。

### (使用承諾の取消し)

第5条 村長は、次のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取消し、使用者に対し、使用物件の回収等の措置を求めるものとする。

- (1) 使用者がこの要綱の定める事項に違反した場合

- (2) 使用者が使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他村長が適当でないと認めた場合

2 村長は、使用者にシンボルマーク等の使用状況等について報告をさせ、又は調査をすることができる。

(使用承諾を受けないで使用した場合の措置)

第6条 村長は、シンボルマーク等の使用承諾を受けないで使用しているもの又は使用しようとしているものに対し、その使用の停止を求めるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成30年6月25日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。